

農林 2 - 3

| | | | |
|--|-----------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 危険防止のための指示 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市森林等の火入れに関する条例第 5 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 8 年 4 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>火入れの許可後、火入れの差し止め又は火入れの方法若しくは期日の変更等の指示は、延焼その他危害の発生の恐れが生じたときに行うが、具体的には次の事項を勘案して行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されている場合 2 条例第 16 条第 3 項に規定する立会職員が、風勢等によりほかに延焼する恐れがあると認めた場合又は第 10 条に規定する火入責任者の義務が果たされていないと認めた場合 | | | |

農林 2 - 4

| | | | |
|---|------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 行為の制限等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市林道管理条例第 6 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>条例第 6 条に規定する行為の中止若しくは、原状回復を命ずる具体的な判断は、条例第 6 条に定める事項に違反し又はそのおそれがあると認められた場合に行うが、その具体的な判断は次に掲げるところによる。</p> <p>林道の管理上の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなおかつ指示に従わない場合に判断して行う。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 占用の許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市林道管理条例第 8 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 林道の使用の許可の取消し等は、条例 8 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 8 条第 3 号に該当する場合は、林道の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。 | | | |

| | | | |
|---|----------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 使用の許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市国府町林業研修センターの設置及び管理に関する条例第 7 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 林業研修センターの使用の許可の取消し等は、条例第 7 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。 1 第 7 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。 2 第 7 条第 4 号に該当する場合は、林業研修センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。 | | | |

農林 2 - 7

| | | | |
|---|---------------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 行為の中止命令等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市国府町林業研修センターの設置及び管理に関する条例第 8 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>林業研修センターにおける行為の中止命令等は、条例第 8 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 8 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 8 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 8 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、林業研修センターの保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたときに、必要な範囲内において行う。</p> | | | |

農林 2 - 8

| | | | |
|--|------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 使用の許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例第 9 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>林業会館の使用の許可の取消し等は、条例第 9 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 9 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 9 条第 4 号に該当する場合は、林業会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたときに必要な範囲内において行う。</p> | | | |

| | | | |
|---|------------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 行為の中止命令等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市国府町林業会館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 | | | |
| <p>林業会館における行為の中止命令等は、条例第10条第1項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第10条第1項第1号から第3号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第10条第1項第4号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第10条第1項第5号に掲げる行為にあつては、林業会館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めたとときに、必要な範囲内において行う。</p> | | | |

| | | | |
|--|---------------------------------|------|-------|
| 不利益処分の内容 | 使用の許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市国府町炭やき体験の館の設置及び管理に関する条例第 9 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 | | | |
| <p>体験の館の使用の許可の取消し等は、条例第9条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第9条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第9条第4号に該当する場合は、体験の館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めたとときに必要な範囲内において行う。</p> | | | |

農林 2-11

| | | | |
|--|---------------------------------------|------|-------|
| 不利益処分の内容 | 行為の中止命令等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市国府町炭やき体験の館の設置及び管理に関する条例第 10 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>体験の館における行為の中止命令等は、条例第 10 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 10 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 10 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、体験の館の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに、必要な範囲内において行う。</p> | | | |

農林 2-12

| | | | |
|---|------------------------------|------|-------|
| 不利益処分の内容 | 利用の許可の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例第 11 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>林間施設の利用の許可の取消し等は、条例第 11 条各号のいずれかに該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 第 11 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、故意又は悪意の有無及びその程度、違反の程度、違反の理由その他を総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 第 11 条第 4 号に該当する場合は、林間施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保及び他の利用者へ及ぼす影響等から、やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。</p> | | | |

| | | | |
|--|-----------------------------------|------|-------|
| 不利益処分の内容 | 行為の中止命令等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市三滝林間施設の設置及び管理に関する条例第 12 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 指定管理者 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 | | | |
| <p>林間施設における行為の中止命令等は、条例第 12 条第 1 項各号のいずれかに掲げる行為に該当するときに行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>1 条例第 12 条第 1 項 1 号から第 3 号までに掲げる行為にあつては、故意又は悪意の有無及びその程度、危険性の有無及びその程度その他総合的に判断して、必要な範囲内において行う。</p> <p>2 条例第 12 条第 1 項第 4 号に掲げる行為にあつては、社会一般常識の範囲を逸脱すると認めるときに必要な範囲内において行う。</p> <p>3 条例第 12 条第 1 項第 5 号に掲げる行為にあつては、林間施設の保全、保安、事故の防止、防火、防災等の確保のために必要やむを得ないと認めるときに必要な範囲内において行う。</p> | | | |

| | | | |
|---|-------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 乙種漁港施設に係る維持運営に関する資料の提出等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市漁港管理条例第 3 条第 2 項 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 | | | |
| <p>乙種漁港施設に係る維持運営に関する資料の提出等は、乙種漁港施設の維持運営について必要があると認めるときに、当該施設の所有者又は占有者に対し、当該乙種漁港施設の維持運営のために必要な限度において行うこととする。</p> | | | |

農林 2-15

| | | | |
|---|--------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 漁港の区域内における船舶等の移動命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市漁港管理条例第5条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>当該漁港の区域内にてい泊、停留若しくはけい留をする船舶、いかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舶が、漁港機能全般に与える影響等を総合的に勘案し、漁港内の秩序維持のため特に必要と認められるときに行うこととする。</p> | | | |

農林 2-16

| | | | |
|---|------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 甲種漁港施設内の漂流物の除去命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市漁港管理条例第8条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>当該漁港の区域内の水域における漂流物が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときに行うこととする。</p> | | | |

| | | | |
|----------|--|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 許可等の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市漁港管理条例第 18 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 | <p>許可等の取消し等は、条例第 18 条各号に該当する者について、故意又は過失の程度、違法性の程度及び漁港の保全の観点から総合的に判断して必要な範囲内において行うこととする。</p> | | |

| | | | |
|----------|--|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 公益上の必要による許可等の取消し等 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市漁港管理条例第 19 条第 1 項 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| 処 分 基 準 | <p>公益上の必要による許可等の取消し等は、特定漁港漁場整備事業その他の漁港の工事又は漁港の維持管理のため特に必要がある場合に行うこととし、必要な範囲内において行うこととする。</p> | | |

農林 2-19

| | | | |
|---|------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 過料の賦課 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市漁港管理条例第 20 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 16 年 11 月 1 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>条例第 20 条の規定に基づく過料の賦課は、個別具体的に同条各号のいずれかに該当することとなつた経緯、故意又は悪意の程度、反省の有無その他の情状を総合的に判断して行うこととする。</p> | | | |

農林 2-20

| | | | |
|--|------------------------------|------|-----|
| 不利益処分の内容 | 措置命令 | | |
| 根拠法令及び条項 | 鳥取市出合いの森公園の設置及び管理に関する条例第 6 条 | | |
| 担 当 課 | 林務水産課 | 処分権者 | 市 長 |
| 設 定 日 | 平成 11 年 4 月 4 日 | | |
| <p>処 分 基 準</p> <p>条例第 6 条に規定する行為の中止、原状回復、退去を命ずる具体的な判断は、第 5 条第 1 項各号に定める事項に違反し、又はそのおそれがあると認められる場合に行うが、その具体的な判断は、次に掲げるところによる。</p> <p>他の利用者の利用の妨げになることが明らかである場合に、注意をしてもなおかつ指示に従わない場合又は施設及び利用者の安全を確保するために必要であると認める場合に行う。</p> | | | |